

## 第12回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成30年 1月19日(金) 午後1時40分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 議員定数・報酬の検討方法について

講師：新潟県立大学国際地域学部 田口 一博 准教授

(2) その他

4 その他

5 出席委員(8名)

1番 河村幸雄君 3番 本間清人君

5番 佐藤重陽君 7番 川村敏晴君

8番 尾形修平君 9番 竹内喜代嗣君

10番 渡辺昌君 11番 平山耕君

6 欠席委員(2名)

2番 板垣一徳君 6番 鈴木好彦君

7 委員外議員(5名)

川崎健二君 木村貞雄君

小田信人君 長谷川孝君

大滝久志君

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

10 議会事務局職員

局長 小林政一

次長 大西恵子

係長 鈴木涉

---

(午後1時40分)

委員長(平山 耕君) ただ今の出席委員数は8名です。

平山委員長 本日の事務調査については、先にご案内したとおり、新潟県立大学国際地域学部 田口一博准教授様から「議員報酬と定数について」ご講演いただくわけですが、当特別委員会で検討して参りました議員の定数と報酬については、知見の活用として、第三者の知見をお持ちの方々からご検討をいただくこととしたわけですが、本日は、その前段として、この後、検討をいただくことにご内諾をいただいております、本日講師の田口先生から、議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話をいただき、委員だけでなく議員各位からの共通認識をいただきたく、よろしくお願いたします。なお、本日の事務調査は、このことにより、研修会方式とし行わせていただきますのでご了承ください。

公立大学法人 新潟県立大学国際地域学部 田口准教授様におかれましては、ご多用のところ、当市議会のためにお出でをいただきまして、誠にありがとうございます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

#### 協議事項(1) 議員定数・報酬の検討方法について

平山委員長 それでは、調査事項の(1)、「議員定数・報酬の検討について」に移りますが、ご講演に先立ちまして、講師の田口一博様のプロフィールをご紹介いたします。なお、ご紹介は、当特別委員会の渡辺副委員長から申し上げます。

渡辺副委員長 議会改革調査研究特別委員会の副委員長の渡辺昌と申します。それでは、講師のプロフィールについて、お手元の次第に掲載させていただいておりますが、その主なものについてご紹介いたします。

田口一博様は、昭和59年から14年間、横須賀市役所にお勤めになりました。ご退職後は、すぐに平成20年から平成22年まで、公益財団法人 地方自治総合研究所の常任研究員として勤務され、平成22年から、現在まで、新潟県立大学国際地域学部 准教授として、県内はもとより全国でご活躍をされておられます。

また、この間に務められた、ご講師等、詳細は研修会次第に掲載させていただいております。以上、主なプロフィールを紹介させていただきました。それでは、よろしくお願ひいたします。

#### (講演)

田口一博先生 ご紹介いただいた田口でございます。今日はこの後も会議があるということで1時間20分という限られた時間です。大学の授業でないので早口でぶっ飛ばすということはないつもりですが、前半ちょっと歴史的な事ですか、現状を復習させていただいた上で、後半できる限り委員だけでなく議員の皆様全員と議論しながら今後の考え方を申し上げていきたいと思っております。

まず、お手元先ほど配布されたばかりかと思いますが、議員定数・報酬の検討について、という資料の1ページ目から順にご覧ください。まず、議員報酬をどう考えるかとして、日本国憲法の考え方を最初に挙げておきました。日本国憲法はご案内のとおり、普通選挙制を規定しています。普通選挙ですから議員は誰でもなれなければダメです。収入がある人とか、昔、お武家さまだった方とかいう人だけが議員になれるのではなくて、例えば生活保護を受けていても議員になれなければならない。この中では生活保護を受けている方は何人くらいいらっしゃいますか。

#### (何事か呼ぶ者あり)

田口一博先生 でも、市民の中にはいますよね。その代表者はこの中にはいないということになりますね。ですから、普通選挙制ということとは必ずセットにしなければいけないのは、議員は名誉職ではない、議員になれる人は住民の中の一部のエリートである公民ではない。そして、所得があるとか、財産があるとかという人だけでなく、無産階級って呼ばれていましたけれども無産者であっても議員になれなければいけない。これが大正デモクラシーの帰結として大正時代の終わりに衆議院議員にまず取り入れられて、しかし、その時、地方議員の制度も昭和の初めには名誉職という考え方がそのまま引き継がれたまま普通選挙になって、議員報酬はなかったんです。したがって、いわゆる無産者、名望家、公民ではない人の中で議員になる人が出ました。すぐに困りました。議員を一生懸命やろうとすればやろうとするほど、無報酬ですから自分の

稼ぎ、収入が出て行ってしまう。何もできない。当時の東京市にあった35区、23区になる前は35区であったんですね。そのあたりとか、大阪なんかですと無報酬でできないのはわかるし、なんとかしてくれということもわかるけど、名誉職ということが決まっている。したがって、報酬を出すわけにはいかないけれども、さまざまな形の手当てを出そう。政務調査費という名前は実は昭和の初めからあります。同じような制度で、今の監査員、議会選出の監査員と同じような仕事をしていた出納検査の立会人をやると手当てが出るとか、あるいはちょっと古い話ですけども、旧町村制、当時村上まだ市政施行前だったと思うが、旧町村制の時代でも議会の議員が町長の執行機関の一部である、例えば教育委員会の前身で学校委員会とか、教育委員会とかいう執行機関が置かれていて、議会の中から選ばれて行って、その執行機関の職員を兼ねて、そこで報酬を受け取るとか、というようなことが少しずつ進められていきました。日本国憲法ができる前、昭和21年に最初に地方制度改革が行われて、公民名誉職という制度は日本国憲法施行前に廃止されました。住民の中で財産や教養がある人だけが、選挙権・被選挙権だけではなく、行政に参画する権利を持つという制度は、昭和21年の秋、日本国憲法制定に先駆けて廃止されています。ですからさっき、みなさん生活保護の方いらっしゃいますかと聞いたら、お笑いになっていらっしゃいましたけど、昭和21年以降、生活保護の方であっても、公民権が停止されるということはありません。戦前の制度では生活保護受けていたら、いわゆる公民権停止だったんです。投票も立候補もできなかったんです。しかし、それ以降現在ではそのような考え方はありませんし、そもそも公民という考え方も廃止されています。それからちょうど71年経ちましたね。そこで地方自治法は議員報酬について支給しなければいけないという規定をおきました。昭和22年の4月17日に公布をされましたが、その時点から議員報酬は必ず支払わなければならないものとなっています。その時点で必ず支払われなければならない議員報酬がどのくらい支払われているのかという全国調査が何回かありました。例えば村上だったら調べてありますか。最初のころは、支払われなければならないとなったんだけど、ほとんどゼロに近いという町村が多かったです。出てきた時に費用弁償がお弁当代くらい出て、そのお弁当代はお弁当が出るので議員の手には渡らないというような町村が多かったようです。その後、昭和20年代の終わりごろまでに大体全国的に定着してきたのが、首長の給料の1か月分が議員報酬の年額という水準が昭和20年代通じて始まった当時の様子だったようです。12分の1以下ということですね、ボーナスがありますから。その辺から始まった後、地方自治法の中に何らかの基準を示すべきではないかという運動が全国の町村議会議長会、新潟県では議長会ができたのが非常に早かった、全国のトップだったのですが、最終的に国が取り上げるところにはならず、昭和30年代の昭和の大合併、旧村上でもありましたね。その大合併を経て、昭和30年ごろには首長報酬の12分の1が10分の1になるとか、そのくらいまで少しずつ改善が始められていったようです。それには結構大きなまだこの辺では始まっていなかったと思うんですが四国や中国地方では激しい人口流出が起こって、村の人口つまり過疎化が始まってきた。その中で議員をやってくれる人、昔だったら名望家、大地主という人がいて、給料なんかなしで、ほぼやってくれた人が必ずいた。その人たちが率先して町から出て行ってしまっ、大都市に移り住むという現象が高度経済成長初めのころから始まっています。議員の担い手がいなくなってしまう。結局その段階で議員報酬をふやしていかないと、なり手がいないねというのが昭和の合併の後に起きた現象でした。昭和30年代の終わりから40年代の終

わりにかけて、高度経済成長が進んでいくと、議員報酬もだんだんだんだん引き上げていかれるようになりました。ページ下にうってあるが、5ページご覧いただけるでしょうか。5ページの上のほうに特別職の職員の給与について、昭和43年10月17日付け自治省行政局長通知とあります。昭和43年高度経済成長が大分進んできて、東京オリンピックも終わって、2年後には大阪万博だという年です。職員の給料は毎年2倍とかというケースでふえていったころです。そのころ、一般職の職員と同じように議員報酬もふやしていこうという動きが全国的にふえてきました。ところが当時の自治省がストップをかけたのがこれです。特別職報酬等審議会を設置しろ、こういう行政指導をしました。村上でも条例つくって置かれてますよね。ここ特別職報酬等となっているのは、もと議員だけをこの審議会にかけようということで自治省が立案したんですが全国の3議長会が猛烈な反対をして、議員報酬だけそこでブロックする、ストップをかけるということはどういうことだと。もしどうしても審議会にかけると、議会以外の議事を行う機会をつくるんだったら、それはほかの特別職も一緒だということで、そのほかの特別職と一緒にすることで妥協して特別職報酬等審議会というかたちになりました。これは法律によって義務付けられているものではないし、昭和43年の今の地方自治法という技術的助言ですから特別職報酬等審議会は議会があるいは首長が市長がいつ廃止していただいてもなら差支えありません。この43年の通知を見ると、議会の議員については下の1から7にかけてのこれをもとに議員報酬を審議するようにということを言っています。このとおりに現在の村上の報酬等審議会やっているかどうかはわかりません。しかし、43年当時、例えば2番にあるように、人口や財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職、これ市長も同じですよ。というような給与月額を比較して、つまり人口横並びにしなさいということが事実上ここに書かれているわけです。また5番、議会費の前5か年間の一般財源に対する構成割合というようなこと、あるいは6番、議員報酬月額と住民のいわゆる所得それから議会議員の活動状況についてというようなことで、例えば7番についての解説を見ると、市長は365日中の300日働くものとして給料を計算している。議員は365日中の議会の会期中の会議日数だけ働くものとしている。そうすると、昨日臨時会終わっているんですよ。皆さん今日ここにきて委員会の審議されているわけですし、委員外議員の方もいらっしゃいますが、会期中の会議日数を議員報酬の計算対象とするという数式でいうと、今日は議員報酬の支給対象ではありません。出すのだったら、委員会に出て来たという費用弁償を出すのですというのが現在総務省が国会答弁なんかで明らかにしているんですが、今日は委員外議員の方も含めて出席費用弁償をお出しになっているのですか。総務省が言っていることと村上市議会がおとりになっていることは違うようですね。でも国会ではそう考えています。後で出てくるが、国会議員は歳費です。何をやってもいいんです。歳費ですから、365日24時間何をやっても歳費の支給対象です。皆さんはこの時の昭和43年通知によると、今日含まれないというだけじゃなくて、今日終わってから地元にお戻りになって住民相談を受けるようなこと。普通にあると思いますし、おそらく例えば会議中にケータイが鳴って急にどこどこでお葬式ができちゃったなんていう面倒をみるものがあっても、それは議員報酬の支給対象ではないというのが現在まで続く昭和43年通知の悪い影響ですね。特に新人の方びっくりされると思うんですが、市長は365日分の300日と言っていますけど、本当はもっと休んでいます。副市長もいますし、部長もいますし、休めます。でも議員の皆さんはバッジ付けてから休んだことがありますか。休みだといっても市内にいれば

ダメですし、今はケータイがあるから全国どこへ行ってもダメですよ。行政調査なんかでよそに行っているとか、政務活動なんかで出かけているといったってかけている方は困ったことがあれば相談するのはうちの先生ということになっていますから、休みはないはずですよ。市長だったら部下に任せておけばいいんです。名前言うと差支えあるから、会津若松とは言わず、F県のA市と言っておきますが、F県のA市で議員報酬を考えようとやったんです。すると、市長や職員とどっちが働いているかということをお話できないから議員が行動記録をつけて年間月間毎日何時間働いているのとやりました。人口はちょっと向こうのほうが多いかな、会津若松だと。だけど、やったら市長より議長のほうが忙しかったんですよ。議員よりも普通の部長とか職員のほうが、はっきり言ってずっと暇だったんです。労働時間とか勤務時間とか活動日数とかという。会津若松は会津藩だから筋を通してもらわないと困るんですけど、議長の報酬と市長の給料と結局市長の6割弱だったんですよ。最後に報告書を書いた時に式が書いてあったんですよ。市長の給料かける0.6が議員報酬だと。おかしいだと、議長のほうが忙しかったんでしょと、現状と合わないから。会津藩のくせに筋は全然通さないよね。結局この議員報酬、会期中の会議日数ってやれば当然普通の議会では70日から100日くらいです。三重県議会のように通年会期制にしていつでも会議を開けば正規の会期中の会議だよとやったところで150日くらいになっています。県議会だと3分で終わる会議でも1回出てくると費用弁償1万円とかつきますから150日出てくれば150万だから悪くはないでしょうね。というようにところもあります。一般の市議会では通年の会期制をこのへんでは関川もやりましたが、特別職報酬等審議会に諮問する時に会期以外の議員活動もちゃんと見るというふうに諮問したところはまだないようです。すると今後どう考えていけばいいのか、多分この会議を始められたきっかけとして皆さんはとにかく生活ができてからひよっとしたらいいのかもしれないけど、この次改選になったときにどう見てもこの中に20代の方はこの中にいっしょにいないようです、30代もいるかどうかわかりませんが、若い人が本当に出てこられるのかなということが心配になったんじゃないかなと思います。私どちらかというと町村議会でお話することのほうが多いんですけど、町村議会の議員の平均年齢は毎年調べているんですが、昭和30年は40歳代でした。初当選議員の平均年齢は40歳を真ん中くらいでした。今は初当選議員の平均年齢と全議員の平均年齢がともに60歳です。30代40代の町村議員はほぼいません。市議会も小規模議会ではそうなりつつあります。私は若い人が議員になったほうが良いとはあまり思いません。社会経験のないどこかのお兄ちゃんがお姉ちゃんが出てきてチャラチャラされても全然人の気持ちなんてわからないでしょうから、あまり出てこない方がいいんじゃないかと思っているんですが、しかし議会の中に誰もいないというのはやっぱり変じゃないですかね。議員報酬を考えるにあたっては、ひよっとしたら皆さんはいいのかもしれないですけど、次の世代のことを考えていただきたいし、また例えば村上の成人式も終わったんでしょうかね、成人式の時に新成人にアンケートをとって、君たちいくらだったら議員やってくれるかって聞いたら、ほぼ人口規模の同じ宮崎のある市で聞いたら、大体市長の給料と同じくらいと思っているね。70万くらいもらえるのでしょうか、という答えが一番多くて、そのくらいだったら地域に残って、議員やりたいねということをお話する人は考えるようです。議員報酬について皆さんの中でアンケートをおとりになったようですが、多分それはおやめになったほうが良い。皆さんがいくらで生活できるかって、今の議員報酬でできているんですよ。そうじゃなくて、

これから村上市議会にこういう人がほしい、子育て世代がほしい、若い女性がほしい、いや20代がもっとほしいんだということになったら、そういう人に君たちいくらだったら選挙に立ってくれる、議員やってくれると聞かないと、同じ聞くにしても効果がないように思うんです。

資料2ページご覧ください。議員定数についてお話しします。議員定数は地方自治法になってからの考え方というのは特にありませんでした。旧町村制のその前にあった明治の初めの町村議会、村の議会、その議会の考え方をほぼ引き継いでいたようです。新潟で調べてみると、大体明治10年か11年ころに当時の今の新潟県知事に相当する新潟県令が基準を作っています。その基準によると15戸に1人の議員を出すくらいが議員定数の大元だったようです。15軒、新潟って15軒結構人口いるんですよ。当時の新潟は全国で一番大きな県でしたし、また全国で有数の豊かな県でもありました。まだ、岩船コシヒカリという名前がないんですけれども、この辺もお米が取れたから豊かなところのひとつです。1軒の家の平均人口は15人くらいだったようです。3世代同居は当たり前で当時は、今言う人権問題っぽいところもありますけども、次男三男って結婚できませんよね。結婚できないで、家についてその農家作業を手伝っているという時代ですから、1戸、1軒の世帯の数は大体15人くらいが平均だったようです。そうすると、男性女性子どもも含めてですけど、15×15ですから人口百五六十人に対して議員1人くらい。15軒のうちだから、村上だったら多分切絵図って残ってますよね。あの切絵図に載っている家が15軒くらいというのが、普通かもしれない。すると、今の小字、大字でなくて小字、村上の町なかはちょっと違うと思います、もっと人口いたと思いますけど、小字で議員が1人出たくらいの勘定です。多分、明治21年に市政町村制という法律が作られて23年ころから施行されますけど、当時の村上市の範囲内で議員の数を数えると、村上市史なんかとか、朝日の町史とか調べると多分わかると思いますが、ざっと見て千人くらいじゃないですかね、議員の数は。これぜひ事務局で調べてみてください。新潟市内なんかで調べると、一万人近くいたんじゃないかって感じがしますね。15軒に1人だから、戸数で割るとか、小字の数で割っていくと、大体の見当がつかます。それがだんだんだんだん有権者の数がふやされていく、と同時に議員の数は少しずつ減っていく。昭和戦後期では町村議会議員は全国で18万人くらいと言われていました。くらいというのは正確な数を誰も知らなかったんです。昭和の合併を経て18万が10万人から8万人くらいになって現在の町村議会の議員の数は市議会議員とほとんど同じ1万1千人ほどになりました。合併前の旧町の方は覚えてらっしゃるかもしれないが、新潟の町村議会って全部で二千人ほどいたんですけれども、今議員の数は二千人が140人に減っています。当然町村の政策とか、あるいは地方振興とか、地方創生とかということが、霞が関でまるっきりわからなくなるのは当たり前のことだと思います。議員の数はそうやって減ってきたんですが、人口を基に何人にするという枠は次第次第にゆるめられていって、地方自治法ができたときにはほぼ旧制度のまま、地方分権一括法、平成12年施行の時にやや人口による比例のくくりを大きくくりにして、平成23年の自治法改正で自由化されました。だから明治時代に戻して、議員の数を1,000人としてかまいません。あるいは、逆に3人だと会議できないが、4人5人ということも選択肢としてあるのかもしれない。今現実に全国で最小の議会は、町村議会ですけども、離島で5人、本土で6人です。委員会を2つ持つと委員長の前に副委員長と委員がいて、一人が手を上げると可否同数です。選挙管理委員会や教育委員会と制度が違うんですよ。専門家がいて、専門家がやっ

ている行政を素人として統制しようというのが選挙管理委員会や教育委員会の考え方ですから、それは事務局が出してきた原案を少ない人数で、でも違った政党や違った立場の人が議論して常識人として、市民としていいよねというのを決めるのが、選挙管理委員会や教育委員会です。議会はそうではない。本来自ら議案を作るとか、考えるとかですから人数がたくさんいないといけない。そこで、公職選挙法が気にしているのは、公職選挙法は昭和25年に地方自治法から独立して別の道を歩んだが、もともと地方自治法でした。選挙区を作ってもいいけれども、人口比例で一票の価値ができる限り平均化されるようにしてください、というようなことを言っています。最近裁判所もそういうことを言っています。しかし、人口が減るから議員の総数を減らさってということは誰も言っていない。普通の会社だったら売上げ減れば、営業をふやすでしょうね。大川村なんか私何回も行ったんですけど、そこで言っているのは、人口減っちゃったから逆に職員がやらなきゃならない仕事が増える。人口がいっぱいいれば消防団に任せておけばいいんだけど、四国なんかに行くと逆に消防団が構成できないから常備消防を改めておこなうところも出てきています。村上はまだそこまでいっていないと思いますが、逆に特に朝日とか山北の方々は議員が町の仕事を積極的に担うことで減った人口、町の機能が落ちてしまっているところを補うということも考えなければいけないかもしれません。議員の数、合併前より減らしていません。役場の支所の規模も減っているはず。そのときにもともとあった村や町の機能を維持するためには議員の皆さんが代わりになって動かなければいけないということもあるはず。ただし、その時に議員に対して、あれをやっちゃいけない、これをやっちゃいけない、兼業しちゃいけない、請負しちゃいけないという規制がかかっています。法律を普通に読むと、議員が消防団員になるのはダメです。だけど、議員が消防団員だとか、避難所なんかになかったら誰がいうこと聞くんですか。そういうようなところを、例えば救急車が3分以内に来ないのはおかしいと言っている東京の町なかにいる人は全然わからないんですよ。そこはぜひ声を大にして、なり手問題、どういう仕事を議員がやらなければいけないんだ、そんなのは東京だったらお金を出して行政がやっているよねとか、税金を使って業者さんがやっているよねというようなことも実は議員が議員だから担っているようなこともしっかり言っていかなければいけないと思います。この辺までが前段の話です。3ページ目からは少し、アグレッシブになるかもしれません。私村上の人間でももうちょっと言うとさっきあるように新潟の人間でもないで地域の実情はわかりません。わからないけれども今、全国でこんな議論をしているとか、あるいは今まで正副委員長さんに打ち合わせに来ていただいたんですが、他の市町村や他の議会で議員報酬や定数についてこんな議論の仕方をしているということをお話したいと思います。そのうちの村上でどれを取るかというのは一番いい方法、これからの村上市のためになる方法をお考えいただきたいと思っています。

まずこれまで村上市として、議員報酬や定数をどういうふうと考えてきたかの資料、平成23年の検討会の資料を送っていただきました。当時から議員おやりになっている方もいらっしゃると思うが、議会ですから話がまとまらなければ現状のままということですよ。ただちょっと資料読んでいてわからなかったのが、なんでその議論が始まったのか、です。現状、全国平均の話と言いますと、市議会議員の議員報酬がピークだったのは、平成3年から5年くらいのバブルがピーク、あるいはそこからはじけたところがピークでした。それから20年以上経ちますが、その時の水準にはまだ戻っ

ていない議会がほとんどです。そして全国的な傾向として、平成5、6年ころ今まで数パーセントずつふやしてきたからふやそうねと言っていたのを平成7年ころまでふやしていった、平成7年からほぼ20年間議員報酬は変えないできたとか、平成23年の東日本大震災のときに一般職の給料を7%下げましたから、それに合わせて議員も関係ないのに下げたというところが多かったと思います。一般職の減額措置も終わっているから、議員報酬そのものは7%減額したところが復元させてますので、その復元によって全国的に少しふえ始めたかなというのが、ここ2、3年の傾向です。ただし、さっきの旧自治省の通知であったように一般職の給料と比べると議員報酬の給料、報酬の考え方でちょっと変わったところがあります。私の選挙区なので本当に申し訳ないなと思いますが、市町村合併をやらかしたのと一般職の職員の給料を下げたのは小泉純一郎というひどい男です。中学の先輩ですが、その小泉改革の中で一般職の給料を国家公務員に準拠する、東京の物価に準拠するから、その地方のその地域の民間企業の職員給料に準拠する、に変えました。新潟県はそんなにひどく下がりませんでしたけど、今参議院が合区されている鳥取、島根、高知、徳島のあたりは20%くらい県庁職員の給料が下がっています。減給保障されていた人ももう元に戻っていますから、県全体の給料が職員が下がることによって一般の民間企業の請負なんかの単価、委託なんかの単価が下がって2割どころではないもっと大きな地域の給料の減額が起きています。村上だとそんなに変わっていないと思うんですけど、例えば県内統一で決まっている最低賃金、この平成に入ってからどういう動きだったかなんていうのを調べると、まだ新潟いいんですよ。もっとひどく下がっているところもあります。そういうところでは、給料の構造改革自体が行われたので一般職の給料、仮に私も横須賀市にずっといたとすると、やめるちょっと前の35歳くらいが生涯の賃金のピークで、あとはずっと変わらなくなって、今56ですだから昇給停止になって35歳くらいの給料であとはずっと一生変わらなかったというのが、局長なんかも多分そうですよ。今の公務員在職している人のカーブである。それと比べると、議員報酬というのも20年間とまっちゃったというのが、物価や給与構造改革の影響と景気の影響がダブルで効いてきているんだと見ていただくといいと思います。ちょっと数字を出してみると、決算カードというものが作られていて、例えば旧村上市の平成13年と合併前の19年、それから合併後の20年以降でどんなふうが変わっていったのかというのをちょっと見てみました。ぱっと数字言いますね。地方税の中の地方税と地方交付税を合わせたものがおおまかに言って一般財源と言われますよね。一般財源の中で議会費が占める割合、平成20年合併直後は0.82%でした。今どうなっていると思いますか。20年から手元にある資料が27年までなんですけれども、減っていますか、ふえていますか。平成23年にやっちゃったんですね。一般財源を減らすという選択を。都市計画税を廃止しましたよね。地方税減りました。そのおかげで平成23年に1.13%で率言えばわずかですけど、全体から見ると都市計画税がなくなって、一般財源が減ったので、議会費が占める構成比がふえてしまいました。1.13%から27年決算では0.97%まで落ちてきています。でもさっきの一般財源の中で議会費が占める割合っていうと考え方は2つ。都市計画税を復活させてくださいとは言いませんけど、一般財源つまり税収や地方交付税をふやす努力をして議会費の構成比を減らすか、逆に議会費自体を切り下げて一般財源の中での割合、例えば旧村上市の場合では合併前は平成13年、もっとずっと多かったです。平成13年の議会費の構成比、今の倍の1.93%ありました。19年も1.71%ありました。20年になって合併して半減したんです。でもどうでしょう、旧村上市か



らずっと議員やっていたらしゃる方、議会費の構成比が合併で半減したからといって仕事半分になりましたか、絶対そんなことないと思う。この議会費の構成割合は特別職報酬等審議会にいく資料の中に入っています。けれども、もっと人口規模が小さい市やあるいは町村でしたら0.97%どころか3%近いところもあります。何%が妥当かというのは、例えば株式会社が監査役や監査にかかる費用みたいに10%くらいまではしょうがないんじゃないかというような数字は成り立ちません。他都市の間で比較するとこの率はずいぶん変わってきます。また、まず一般財源をふやす努力をするというのが一番いいですよ。村上の場合には、2年後になりますけど森林環境税は森林割と事務局があった割で普通の都市の10倍くらいはもらわないとダメでしょうね。1人年額1,000円ですけど、1億2千万人の全員じゃないですね、7千万人くらいのそのうちの半分を村上に持ってこいとは言いませんけれどね、あれだけ皆さん汗かかれたのですから。東京都知事が後になってぐちぐち言うんじゃないで森林環境税の配分方法はこうすべしというようなことを早いところ議会から声をかけて配分のルールを作っちゃったほうがいいと思いますよ。それで一般財源の比率、地方譲与税できそうですから、森林環境税譲与税ということで、今ある地方税の税収が66億ですか、それが100億くらい余計にくるということになったら議員報酬は総理大臣と同じとしたって、痛くもかゆくもないのであります。そういう前向きな話をしないと若い人が議員に立ってくれませんよ。もう1個考えてほしいのは一般職員の数です。これから減らし過ぎた職員をもう1回ふやしていこうという話になっていく。これが全国的傾向だと思います。合併した年、平成20年に698人が21年に組織変更になって805人になっています。一般職員805人が今673人である。この数と議員の定数と比べていくと、平成20年は職員698人に対して議員30人ですから4.3%でした。今は673人に対して定数26人にまで減らしましたから、3.86%まで減っていますよね。ちなみに旧村上市は246人に対して22人でしたから議員の数の構成比は8.94%もありました。これも答えがない数字です。だけどこの数字が高くなれば高くなるほど、おそらく大都市では職員がやっている仕事を議員がやっているんだと思います。地域の見回りとか、消防とか、安心安全とかということは議員の皆さんが職員じゃないんだけど担っているということだと思うんですよ。

さて、この先の考え方ですが、どうやっていきましょうか。3ページの資料に戻っていただいて、23年の検討には結局なんのために報酬や定数を議論するのか、人口が減ってきたからというのは漠然とあったように思いますけれども、人口が減ったら議員定数減らせなんてことはどこも言っていません。一票の価値が平等に近いようにということだけが法律上の要請です。しかし、選挙区を作るということは、あんまり自由ではないんですね。そこで、議員の人数や報酬ということに政治学者としてお話をさせていただくとすると、現状の議員の皆さんの構成、それは住民代表として妥当なのか、地域ごとに住民が納得するような数の議員、いろいろな出身や立場の議員が出てきているのか、それからこの議会で話し合われていることいろいろな代表がいて、こういう人がいるから決定はセイトウ、これセイトウって何党じゃなくて、正しくてそしてみんなが納得するというほうの正当ですけど、正当性があると言えるのか。例えば長岡市なんて合併した時に旧和島村は絶対議員出せないのもそろばんたたかなくてもわかった。和島がどういう戦略とったかわかりますか。幸いにして村上はそういうことやっていないと思いますけど、草刈り場になったんですよ。誰も議員出せなくてもしょうがないけど、みんなに票を分けるからみんなに来てサービスしようと。

政治的正当性はあやしいです。やっぱり旧和島であそこの牛乳すごいですよ。そういう地域から代表は出せなくなって、でも議会というものに自分たちの代表がいなかったら、やっぱりそれは政治的正当性ないです。仕方がないからいろいろな議員が来て順番で交代で団体ごとにいろいろな人の檀家になるという選択をしたこともあります。村上でこれをどう考えるのか。それから3つ目、議員の中にどういう人がいるべきか、でしょうね。これは国の審議会なんかがとってもよく気にすることです。市議会の場合に、議員専業で立候補している人は職業欄、立候補の時に市議会議員と書いて通ります。新潟日報なんかはその扱いにしている。でも町村議会議員の時には無職と書かせるところもあるんですよ。同じ新聞でも千葉日報なんか、市議会議員と書くとき無職と書かれる。でも、職業がある人がなったほうがいいのか、議員専業の人がなったほうがいいのか、そこは町村議会について今5ページ一番後ろのほうに資料を少しだけ抜き書きしておきましたけど、少人数で専門的な議員で議会を構成したほうがいいのか、多数の議員で構成される、でも専業ではない、議員専業ではないという議会にしたほうがいいのか、町村ですけれども議会のこれからについてはこれが議論されています。でも今のところ、町村の話しているんですけど、その中の資料見ると、町村と書いてあるところと市町村と書いてあるところが混じっているんですよ。ひょっとしたら、村上市の場合でも3人や5人では困りますけれども、例えば旧合併町村、市町村から1人ずつ議員を出して、その代わり議員報酬は市長並みを保障するよ、専業でやってもらえますよ、事務局の職員も何人かずつ付けますよという選択をしても、この住民代表性と政治的正当性が担保されればいいのかもわからない。逆に高知県の大川村で、別にやるつもりはまったくないんですけども、議員の平均年齢が70代後半になりつつあるときに次の世代が出てきてくれなければ、全員で住民総会をやらなきゃならないだろうという言い方もできます。体育館でやっても入りませんからね、村上の場合は。有権者総数のうちの投票者総数が35,000人くらいですよ。でもそれだけの人数、果たして議会と同じ定足数、過半数、場合によっては特別多数議決をしなければいけないですから、有権者の3分の2が集まることって、果たして可能でしょうかね。そこで議論したら議論できるでしょうかね。さすがにこれは馬鹿なこと言っているねとわかったようで国会でも全議員で議論することなんてないよねって最近やっと言うようになりました。議論するには今の人数ぐらいが、もうちょっと多くてもいいかもしれませんけれどもいいんじゃないでしょうか。すると、こういうことから考えていただいただけませんか、(4)番。残念ですが、5年に1遍、国勢調査の結果でまとめている国立社会保障人口問題研究所の推計人口、村上市については毎回外しています。今までの傾向で5年、10年、30年経ったらどうなるっていう推計人口は過去2回下振れしています。推計していた人口を国勢調査で調べてみると、推計していた人口よりも国勢調査の人口のほうが少ないです。それはどういう理由か分析してありますか。原因はいくつも考えられます。国勢調査に答えていないということもありますし、それから周りとの移動人口、ここは県境までだいぶあるのですが、行ったり来たりしていて、統計に引かからないとか、実は新潟市内に住んでいて普段は住民票あるけどいないとか、村上市の場合、長期的にみると住民基本台帳人口と国勢調査人口って一致しないけれど、どういう入れ込みがあるのかというのは、正確に分析しないとわからないと思います。しかし、その下振れをしているということがどうでもいいことではなくて、やっぱり重大な問題だと思うんですよ。その時、

定住人口だけではないですけども、人口を呼び込む、町に仕事を作る、町でいろいろな人が活躍できる場をもっとふやすというふうに考えていくと議会や役場の組織というものは、減らす方向で考えたら働く場なくなるんじゃないでしょうか。ふやす方向で考えたほうが人口がふえるという方向にいけるんじゃないでしょうか。新潟県全体で言えることですけども、その点ですごく県内、県会も国会もみんなそうですけど下手ですね。何にもやっていないのに宣伝だけ上手とか、大したことやっていないのに議会だよりだけは何かすごいことやっているように見えるとかっていうところがありますもの。県内でその落差が一番大きいのは、内緒で言いますね、燕、あそこの議会だよりいいんですよ。議会の中身については何にも言いませんからね。でもあの議会だより見たら、この議会いいなって全国見ても結構思います。今の話は忘れてくださいね。村上の議会だより、真面目なだけ。真面目の前にクソがつきますね。あれ読んで村上に住みたいと思う人、多分いませんよ。もうちょっと考え方を変えて議会だよりも外から見たときに村上に住みたいとか、村上っていいまちだとか、行ってみたいなというふうに思わせるようなことを毎回でなくてもいいから、たまに書いてくださいよ。委員長さんどなたかと言いませんけども。もうちょっと夢を持たせるような、政治家が集まってやっているのですから、議会だよりを作してほしいなと思うんです。一般財源と地方税収については、頑張っていると思います。都市計画税は無くしてしまいました。そこでガタンと税収減りましたけれども、住民一人当たりの地方税の所得割分、大きくは減らしてません。事業所得分はしょうがないですよ。でも一人当たりの固定資産税も一人当たりの所得割分もそんなに大きく減らしてません。でも、もうちょっとふやす方法を考えたほうがいいでしょうね。どうですか、ソフトバンクの孫なにがしとかですね、大正製薬の社長とかですね、年収100億円くらいのが2、3人ここに住んでくれると地方税だいぶふえますよ。お屋敷は提供するから村上の町屋に住んでみませんか。住民票だけおいて住民税払ってくれればいいです。それだっていいじゃないですか、税収がふえれば。雅子様なんかもし住民票おいてくだされば素晴らしいですけどね。残念ながら江東区に掲載される、納税もないし、住民票もないんですよ。でもそういうことをお考えになっていいんじゃないですか。外から見たら村上はそういう格式を感じられるまちなんです。結局、議員にどういう人がなってほしいかっていうことを考えていくと、村上をどういうまちにしていきたいのか、どんな人に住んでもらいたいのか、ということに直結するはずですよ。今日もいなほ号で来ました。あのいなほに乗ると車内販売ちょうど間に合わなかったんですが、あそこに売っているお茶も紅茶も村上ですよ。そうなんですけど、売っているアテンダントがしているエプロンは村上じゃないんです。Suicaのペンギンマークしか載っていないんですよ。みなさんいい名札なされてますよね。村上のお茶売ってくれているんですから、アテンダントの名札くらい堆朱で作ってあげたらどうですか。なんだと言われたら、これは何だと宣伝になりますよね。そういう発信をどんどんしていくことで村上に来ていいことがある。なんかジリ貧で人口が減ってるという話だけじゃなくて、議会からできることだってあるはずですよ。みなさんもぜひ村上のいいセールスになってください。私、山形県とはずいぶん長い付き合いがあって、新潟来る前から山形の庄内地方あちこち行ってます。これははっきりわかっていることと思いますが、庄内地方の方々が新潟の方のことをとって恨んでいきます。いつまで経っても道路が来ない。羽越線は単線のままだ。そういうときに新潟駅の工事は一体何年遅れているんだ。やる気はあるのか。でもJRから見ると、外か

ら見るときらきらうえつ号も走らせていますよね。魅力あるんですよ、そして、きらきらうえつ今一本しかありませんけれど途中にある温泉や観光地を結んでいけばできるっていうふうにJRみたいな金の亡者が考えているんですよ。JRは儲からないことは絶対やりませんからね、そこにビジネスチャンスがあるって踏んでいるんですよ。例えば皆さんの中でJR担当って決まっていますか、議長さん。全員が担当だって言われるかもしれませんが、例えばJRのダイヤいろいろありますよね。関川村にも随分通いましたけど、関川の人もやっぱり皆さん恨んでいるんですよ。村上中等に関川から送ってやりたいんだけど、今の米坂線のダイヤと羽越線のダイヤではとんちんかんなんで車で送り迎えのある子しか、送り迎えができないと村上中等に通えない。高校の先生が言っている。村上中等で一生懸命進学率上げようと思ってやっているのに地元は協力してくれない。学生をふやす努力をしてくれない。その努力というのは送り迎えだけじゃなくて、ダイヤの改正を働きかけたり、中学や高校との連携をよくするとか、皆さんできること結構あるんですよ。そういう活動を一生懸命やっていく政務活動のところで住民の前で姿を見せていく。特に若い人の前に議員の活動を見せていかないと、皆さんの後ろに続く人もなかなか現れないし、若い人が議会が動いてくれたことで通学が楽になったとか、地元の高校に通いやすくなったとか、通えるようになったとかと言った時に親御さんたちは議会の人数は減らしたほうがいいとか、議員報酬は高いなんて話は言わないと思うんですよ。苦しいけど、その成果を最初に出さないと、いくら私が気張らなければ現状維持ですねと言っても、次の選挙をやる前に請願や陳情が出てきちゃったりするんです。ちょうど今いいタイミングです。少し真面目なのはわかりますけど、少し派手目に動いて、議員活動や個人単位の政務活動、また議員報酬や定数の問題を議論するのは結構ですけど、議会の中だけじゃなくて住民の前でやってみるとか。自分たちがいくらだったらできるよ、じゃなくて中学生や高校生にいくらだったら村上に残ってやってくれるんだとかいう話を聞いてみる。つまり、皆さんだけで一生懸命やるなんて思わないで、オール村上で議会を、村上の政治を支えていくためにはどうしたらいいのか、という話を考え始めていかないと、大体いろんなところで聞いてみても議員定数多いと思いますか、少ないと思いますかというとなんか多いと思うんですよ。じゃあ何人だから多いと思うんですかと言うと、誰も知らないんですよ。議員報酬聞いてみると、みんな市長と同じくらいだと思っているんですよ。市長と同じくらいだったら確かに多いと思う人もいるかもしれませんが、でも、その市長の給料に0.3掛けとか0.4掛けとかして、議員の報酬も決まっているわけですが、その市長の給料というのは新潟市長と村上市長となんであれだけ違うんですか。あるいは新潟県知事と今度変えましたが、かつての東京都知事、石原慎太郎なんか週に1回行くか行かなかったけれども、全国で一番高かったですよ。これ人口で決まっていたり、市制施行順で決まっていたりするんですよ。地方創生というときに人口が少ないからとか、市制施行順位が遅かったからということで、首長の給料を決めてしまう。それに従って議員報酬も決まるという仕組みがそもそも正しいんでしょうかね。それよりも村上藩が置かれたのはいつだ、明治政府より古いだと、そのぐらいのことを言っていないと地方で育って、地方のことをわかって、そして地域で働こうという人が根付くわけではないと思います。最後に、これから定数と報酬をどういうふうに考えていくべきか、極端な2つの方法があります。1つは常任委員会いくつにしたいんでしょうか。常任委員会の数が戦後の一番最初の時期は、6、7というのが一般的でした。町村でもです。みんな兼務し

ていたんです。委員会を作って、議案の付託はしないけれども、調査活動を一生懸命やる。調査活動は議員がするんじゃないで、町の中のいろんな人に委員会に参画してもらおうというのが制度設計でした。その点、村上是伝統があるのか、今度議員定数や報酬については商工会議所の会頭さんですか、あるいは地元で司法書士をやっている方とかということだそうですけど、地元の政治家も入れたほうがいいんじゃないですかね。県会議員とか代議士とか、参議院議員とか。村上市内、参議院議員ってちゃんと全部回ったとかですね。県会議員だって市内ちゃんと回れる広さか、というようなこともちゃんとわかってもらわないといけないですよ。森林環境税だけじゃなくて、全国面積1,000平方キロメートルを超える市議長会なんていうの作りませんか。高山に会長を取られるとちょっと癪ですから、村上で会長を取って、でもそういう広域市、広域市町村でどういう問題があるかなんてことは、自転車で国会でも皇居でも東京都庁でも行かれるような人たちはわからないですよ。東大の人間を阿賀町に連れて行ったことがあるんですけど、くだらない質問するんですよ。新潟から電車に乗っていきますでしょ、12時半に津川に着くと次の電車は17時なんです。東大がある本郷三丁目目だったら2分30秒に1本来ますから、丸の内線。時間見ていく人はいないんです。5分遅れてても関係ないんです、来たやつに乗ればいいんです。赤門の前で手を上げると2台に1台はタクシーですから、でもそういうところに住んで、そういうところにしかいたことがない人が全国の政策を考えて、市町村人口が少なくなったらどうすべきかなんて考えているんですよ。内閣府の地方創生推進担当者なんか呼ばないといけないですね。お前ら日本国政府の人間なんだろうと日本国のトンネルの前で会議やってやるとかね、そのぐらいのことやらないと本当にわからないです。だからこれからの議会の定数や報酬を考えるのであれば、議会の機能として何常任委員会を置く必要があるとか、このぐらいの委員会の構成メンバーでやらないと議論が十分にできないとか、住民代表、地域代表が入らないとかという機能の面を23年の検討に加えて考えていただきたいと思います。私見ると市の場合、4常任委員会、各常任委員会に委員8人は最低ラインとしてほしいですね。そうしないと調査の部分がはっきり落ちます。8人くらいいて委員長除いて7人くらいにしておかないといろんな住民代表入ってこないんです。政党所属の方もいらっしゃいますよね。その政党から一人くらいは入っていないとやっぱりまずいんじゃないかというのが委員会の構成だと思いますよ。それを積み上げていくと、議員定数は簡単に出てくるんです。8人×4委員会に議長と監査委員をプラスするぐらいは市議会としてはふつう必要な人数じゃないでしょうか。この機能の面の検討というのは国の町村議会の検討会ではほとんどされていません。なぜなら今町村議会は二つに分裂してしまっていて議員定数の平均が12.2人になっています。12.2ということは10人の議会があるいは12人の議会が大部分で10人になったら常任委員会は1しか持てない。全部本会議でやるか、全部一つの委員会でやるかという状態になっちゃっている。きつくなって、みんなやりたくなくなる。市議会の場合にはやはり、委員会の数だんだんだんだん減ってきてます。しかし、それなりにまだ定数はいますから、審議体の形はできていますけれども、3常任委員会でいいのか、4あるいは5にするのか、それとも今市議会でかなりの動きありますけれども組織別に対応した委員会制度をやめて、予算委員会・決算委員会という形で組み直すのか、これはやっぱり定数を減らしていったときに予算と議案、日常的な調査をしていかないと予算が出たときだけの審査では足りないということがだいぶわかってきたかのように思います。この機能の面からの検討をぜひ加えていただきたいと思

います。もう1個の極端な方法があります。市政をやめてしまって、村上町にするという方法がもう1個あります。村上町にするとう地方自治法の規定で、町村総会を選択できます。議会を置かなくても町村総会を開いて4万人くらい集めて会議をやることも選択肢として可能である。でもこれ大川村で本当に可能かと考えたときに、住民にアンケートとったらすぐに壁にぶちあたったんですよ。議員の皆さんだから議案の審議もできるし、予算の質疑もできるし、一般質問もできるんです。いきなり議員と同じことをやれと言われて一般人に予算がわかるのか、議案がわかるのか、条例読めるのかって言われたらそれは無理だよって大川村では言われちゃったんですよ。3万5,000人集まる、4万人集まるってことができるかって以前に、市の職員だって予算がどういうからくりになっているかなんてわかっている人そんなにいませんよね。職員研修もやりますけど、条例の改正案が書ける人って100人に1人くらいです、職員でも。そして、その100人に1人が今第一法規とかぎょうせいなんかにか委託で議案を書いてもらうというところがふえてきて、条例案書ける職員だってほぼゼロってところも多いんですよ。その時にどういう人に議員になってもらいたいのか、町政施行町村総会を行うというのはとにかくにして、その両極端の間、専門的な数が少ない議員を高い給料でやってもらう。大都市圏なんかそうですね。駅の前で1年くらいビラ配っていると元気がいいのが出てきたと当選できます。1年くらい経つと温泉に100回行ったえんえんとかいって首になるやつがいます。浮動票がたくさんあります。投票率が市議会の選挙でも40%くらいですから浮動票で当選できるんですよ。でも皆さん見ると大体選挙の時、千七、八百票とか二千何票とかで当選されているようですが、誰が入れてくれているかわからない人ほとんどいないと思うんですよ。大体あの家ではじいちゃんとばあちゃん入れてるけど、息子夫婦は違うんだなんてわかっているでしょ。浮動票で当選できませんよね。でも議員定数というのは、浮動票がいいとは言いませんけど、浮動票でもまぐれあたりでも当選できるような人がこの中に毎回一人二人は入ってこれるとしておかないと、世代交代は難しくなるんです。そうやってまぐれあたりでも入ってきた人をしっかりした人だったら育ててあげるといのも皆さんの仕事のひとつのはずです。そんなふうにと考えると議員の定数というのは、もう一つ議員のなり手とか次の世代の村上の政治家、地域の担い手をふやしていくという点でも必要なのかもしれない。

最後に私からお願いしていききたいことですが、この話は商工会議所の人たちと話をするのもいいですけど、ぜひ村上で将来仕事をしたいと思っているような若い人たちにも議員になるには、どういう条件だったらなってくれるのって全部じゃなくてもいいから聞いてみてほしいと思います。村上中等に聞いてもいいし、村上高校に聞いてもいいですし、高校じゃなくて中学や小学だったら教育委員会からすぐ聞けるでしょ。どういう処遇であるべきか、政治についてどう思うべきか、できれば皆さんが行って話をしとあげるといいでしょう。そういうようなことから、なり手をふやさないか村上はまだ手が挙がっているからいいですけど、選挙のたびに定数割れそうだから議員の数を減らすというようなマイナススパイラルになっちゃう。ターニングポイントは18人くらいみたいです。そのマイナススパイラルになっちゃってからだともう後は議会をたたむかどうかという話しかできなくなることにすらあり得ます。この後の検討として、まず住民に対して議会の活動もっとわかってもらうということ。議事堂の中だけじゃなくて住民や外に向かってやっていくということ。政務活動や議会や委員会の特別な活動についてはもっともっと議会だよりでスポットを当てていた

だきたいということ。そういうことから若い人たちの中に議員になりたいという流れを作ってみてください。そして報酬についても柔軟に考えて結構です。今また来月行ってくるのですが、長崎県の離島で粟島よりもちょっと大きいんですけど小値賀というところで議員のなり手が全然現れないので、50歳までは30万円だよという条例を作って、今期1期限りだけだけど誰か出てくれないかとやったんですが、結局誰も出てくれませんでした。でも議員報酬は手当てを出すことはできませんが、職員と同じように1期目は50万円、2期目は40万円、3期目になったら年金が出たら10万円と決めても別に構いません。決め方は自由なんです。手当じゃなくて、議員平等と言っても全員に同じ金額を出すことが平等なんじゃなくて、議員專業になるとか、国の審議会の委員みたいに例えば年収が700万円以上ある人に対しては費用弁償しか出さないけど、700万円以下の人についてはもっとたくさん出すとか、いろんな決め方が可能です。どういう人に議員になってもらいたいかというシグナルと一緒に議員報酬は全員同じでなくてもいいんだよということを申し上げて残った時間質疑に充てたいと思います。では5分ほどだと思いますが、いかがでしょうか。

平山委員長

先生、大変ありがとうございました。それでは質疑に移ります。皆さん質疑ありましたらどうぞお願いします。

(質疑)

尾形 修平

先生の話聞いて、議会の発想をもっと広く市民の方に見せるというのは、確かに必要だと思いますし、私らも市民と議会の懇談会なんかを開催しても、参加してくれる市民の方が非常に少ない状況になっています。今年、今先生おっしゃったように高校生を対象に全部の高校に私ども出かけて行って、例えば市長になれませんかとか、議員になれませんかというようなことで高校生との懇談会をしたいというふうには考えているんですよ。ただ、実際その高校生のほうから私らが求めているような答えが出るかという、多分それも難しいのかなというふうには私は考えているんですけども、先生はポジティブな考えでいらっしゃると思うのですけれども、村上でそれをやってもなかなか難しいのかなというふうには私は感じるのですけど、その辺はいかがでしょうか。

田口一博先生

市立高校がありませんからね。誰に教材作ってもらうのですか。これ比較的うまくやっているのが、新潟市議会です。ぜひ議長さん同士でちょっと連絡取り合っていて、新潟市議会の1期目の若い議員が前の前の議長さんと話をして、教育委員会と一緒にあって高校に行ったとき、中学に行ったときの教材を先に作りました。先生にも手伝ってもらって、こういうふうには話せばいいよねっていうのを先に作っています。学校は外の間人間が入ってくるのをすごく嫌がります。教員以外を入れる、まして政治家を入れるっていったら多分ダメだって言います。でも教育委員会と一緒にあって、そして先生と一緒にあって、1時間の授業をこういうふうには運ぶというのをやって、これでやりますが出ていれば全然OKです。まず最初に、新潟市議会何回か実績がありますので、ちょっと議長さん同士で連絡を取って、新潟市の1期の議員が何をやってどんな成果が上がっているのかというのを調べていただいた上で、教育委員会を上手に使って、そして最初は中学でもいいんですけど、高校は県立高校です。県立高校の県の職員が市議会が入ってくるって言って、はいそうですかって簡単に言うかという、難しいです。相手に合わせて上手に形を作らないといけません。可児市でやっちゃったのが有名になっていますけど、あの方法は絶対にやらないほうがいいですね。

学校の先生とつばっている学校の先生と議員がつるんで無理やりやっちゃって、教育委員会が潰しにかかったら、その学校のつばっている先生が国の中央教育審議会の臨時委員になっちゃったんで文句言えなくなったと、これは絶対やっちゃいけないことです。永続させるためには、上手くやるためには、先生方が納得して村上市議会は、教育の世界では教案って言うんですけど、教案をしっかり作って授業の形でやってくれる。だから安心だというようなことを印象付けていかないと長く続かないと思います。これ詳しく話すと定数の話と離れちゃうので、必要があればまた事務局通じてお尋ねいただきたいと思います。

本間 清人 先生ありがとうございました。実は23年度の当市の定数削減の件で実は私は反対をしております、定数を削減する理由が本当に先生おっしゃるようにわからなくて、ブームでただよその定数が下げているから下げなきゃいけないというような部分がちょっとあったものですから、今先生の話聞いていて定数をどういう観点から決めていくかということ、何か一つヒントいただいたような気がするんです。隣の胎内市さんの話をして申し訳ないが、ずっと以前からのネゴをうって報酬等審議会に1割の定数を削減するから報酬を1割上げるというやり方で今回決めたんですが、ただそんなことだけの決め方でいいのかなという部分がちょっとありまして、先ほど先生が言った一般財源と地方交付税の割合からいう議会費の割合なんですけど、私も常にその部分をずっと言ってきておりまして、例えば地方自治法で議会費の割合が2%以内であれば、その中で定数を例えば50人にして、例えば今我々27万数千円もらっているのを15万円にした分で人数をふやそうか、例えば逆に人数を減らして、26人を13人にするのであれば今の報酬の倍にする、そういうなんか割合基準があると逆に決めやすいなという部分がずっと私も思っていたが、そういった部分、先生のほうからいかがでしょうか。

田口一博先生 はじめのほうでお話したように基準はありません。ありませんというよりは最初に基準を作ろうとしたときに実態があまりにもまちまちだったので、基準が作れなかったというのが事実の一つですけれど、もう一つ議員あるいは議会に何が求められているのかというのが、市町村、都道府県によって違いすぎるんですよ。だから議員が何をしても何をしたらいいんでしょうねなんていうのは、政令指定都市なんかはよくありますよね。大森彌さんという有名な先生がさいたま市に住んでいるんですけど、さいたま市議会議員に当選したときに何をしたらいいのかわかりませんという質問をして、辞職されるのが一番いいんじゃないですかって答えて、怒っていたことがありますけど、でも政令指定都市の市議会議員、県議会議員なんて仕事ないですからね。ここだって、あるいは胎内市だってどうかかわかりませんが、さっきの5ページの1から7の中には、5番のように一般財源に対する構成割合というようなところから見ると、議員報酬と議員の定数が掛け算になるんじゃないかというふうに勘違いされる向きはあるかもしれません。でもこれ議員報酬、議会費が2%であるなんていうところはどこにもないんですね。市と町村で違います。そして町村になると、議員報酬よりも職員報酬のほうがずっと高いので、議員報酬が効いてくるんじゃないかと、職員報酬や会議録の委託料のほうが議会費の総額を左右するようになっちゃいますからしょうがないです。ちなみに、村上市議会の事務局の定数って何を根拠に決めていますか。職員ですよ、事務局の。

(何事か呼ぶ者あり)

田口一博先生 嘘ですよ。全国の議会で東京都議会だけが、議員定数よりも職員定数が多いです。国



会は国会図書館なんかは除いても、議員定数よりもはるかに多い職員数がいて、それとは別に議員秘書がいますよ。別に議会事務局の職員定数は議会の条例で決めればいいのですから26にしたっていいですよ。26にして、皆さんと一緒になる人間をふやしたほうがいいかもしれませんね。何が問題があるかって言ったら全然問題がないはず。でも結局、今の人数は、例えば関川村からすると随分多いように見えるけれども、市がやっている仕事や面積から考えたら、果たして全域が見えるのか、一人当たりの受け持ちは何平方キロメートルですか。これは胎内なんかと比べたら全然ですよ。黒川村を除く胎内でもこっちのほうが上のような気がします。としたら、これは議会の機能ということをもっと考えていって、単に人口が同じ燕なんかまあ国の上まであるかもしれませんが大して広くないですよ。海があるのかとか、あるいは漂着船が来るのかとか、来ないでしょ、あそこは。やっぱり政策課題って、こういって失礼ですけど条件不立地域のほど政策課題あるんですよ。県境に近いなんてところは、政策課題の山ですよ。やっぱりそういうのは名前だけでは困りますけど、例えば特別委員会をもっと立ち上げて、山形県庄内地方と仲良くする特別委員会とかですね、米山じゃよくわからないから、吉村知事と呼んじゃおうかい特別委員会とかね、いろんなの作っていただいて、でも議会の機能ってそういうことなんだよ、周りと行政ではできない仲良くしようとか、一緒にやろうとか、手をつなごうとかということに住民の前に見せていただいたら、その部分が私、議会だより読んだ範囲じゃなかかわからないし、庄内地方の人と話をすると、村上ともうちょっとなんとかできないかなど。というようなことはよく言っているのでも申し上げたところです。ぜひとも人口とか、類似都市とかって行政の側の参考にしてみるのはいいんですけど、政策課題の数や質が全然違いますよ。それがしっかり担えて成果を出す、今度森林環境税みたいなことをしっかりやっていくということに住民に見せていったほうがいいんじゃないでしょうか。ちなみにこの通常国会で森林環境税通ったら盛大な大会を開くんだろうなと思っています。総理大臣くらい呼びますよね、そういうことでぜひ見せてください。

- 平山委員長 田口様、本日は大変ご多用のところ、ありがとうございます。閉会にあたりまして、  
本市議会の三田議長から御礼のご挨拶を申し上げます。
- 三田 議長 大変貴重な講演を拝聴いたしましてありがとうございます。私どもも23年、そして  
今特別委員会であるあれで先生方にいわゆる議会改革の中でも報酬そして定数という  
ようなことでございます。今日は大変貴重な講演を拝聴いたしまして、私どもも非常  
に実のある講演会でよかったかなということでございます。今後ともひとつ何卒ご指  
導お願い申し上げまして、御礼の挨拶と代えさせていただきます。大変ありがとうござ  
いました。
- 平山委員長 ありがとうございます。講師の田口先生がご退席となりますので、皆様、大きな拍  
手をお願いいたします。

(田口先生退席)

- 平山委員長 以上で当委員会の閉会中継続調査の研修会を終了いたしますが、その他で次回委員  
会の開催日時をご相談したいと思いますけれども。

(何事か呼ぶ者あり)

- 平山委員長 委員外の方はご退席ください。

事務 局長 そうすれば、次回ですけれども、1月中はこの後予定が入っている関係で2月1日木曜日はいかがでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務 局長 これ以外のものも進めるということでしたので、報酬・定数以外のものを整理してということ。

(「10時ですね」と呼ぶ者あり)

事務 局長 10時。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 有識者の委員会は、2月3日に行く予定であります。皆さんは別に出席しなくてもいいんですけれどもそういうことになっています。その後、3、4回やって決めたいというような感じでもっていきますのでよろしくお願いします。

本間 清人 うちの会派の議員の一人欠員に伴う補充として、長谷川孝議員を補充いたしますのでよろしくお願いします。

---

委員長(平山 耕君) そういうことでよろしくお願いします。以上で当委員会を閉会します。

(午後3時12分)